

第1部 第4次環境基本計画

第1章	上越市の環境の現状	14
第2章	環境問題を巡る情勢の変化	32
第3章	今後の課題	36
第4章	望ましい環境像と政策の方針等	40
第5章	環境施策の展開	46

第1章 上越市の環境の現状

当市の環境や環境問題の現状と第3次環境基本計画に基づいた取組の状況を概観します。

第1節 生活環境分野

1-1 環境汚染の防止

(1) 大気汚染の防止

- 快適な大気環境を確保するため、大気中における汚染物質の濃度の変化を市内2か所の県測定局において常時監視し、測定値は県・環境省のホームページで公表しています。
- ばい煙発生施設や粉じんの管理について、大気汚染防止法、新潟県生活環境の保全等に関する条例、上越市生活環境の保全に関する条例に基づく届出・規制・公害防止協定等の手法により対応しています。
- 環境基準が設定されている二酸化硫黄、浮遊粒子状物質^{*}、二酸化窒素は環境基準に適合しています。光化学オキシダント^{*}は全国的に環境基準の達成率が極めて低く、新潟県内でも令和3年度はすべての測定局で環境基準を超過することがありましたが、注意報発令基準には達しませんでした。

【環境基準適合率の推移】

(単位：%)

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
二酸化硫黄	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	95.9	95.7	96.3	97.6	98.3

出所 環境政策課

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

- 騒音規制法等の法令及び県の要綱等に基づき、住居地域、各種自動車道、工場、新幹線等の騒音・振動の測定等を行うとともに、必要に応じて関係機関に対策の要請を行っています。
- 悪臭防止法に基づき、比較的規模の大きい畜産業や製造業等から小規模な飲食店まで、さまざまな業種を発生源とする悪臭について、市民からの苦情を受けて状況を確認するとともに事業者者に改善に向けた対応を求めています。
- 近年、騒音・振動、悪臭等に関する苦情の件数は概ね横ばいですが、隣地の楽器の音、菜園の肥料や野焼きの臭いなど、生活に密接した苦情が多く寄せられる傾向が見受けられます。

【公害苦情件数の年度推移】

年度	苦情件数 (件)		主な苦情内容	
	新潟県	上越市	騒 音	悪 臭
H29	1,007	36	ライブ演奏、チェーンソー、車両出入りなど	畜産系、海藻腐敗臭、浄化槽、薪ストーブなど
H30	1,007	26	バスケットボール、爆音機、生活音など	畜産系、飲食店、肥料、薪ストーブなど
R元	1,133	40	ゲートボール、楽器演奏、新幹線など	農地、野焼き、薪ストーブなど
R2	1,295	44	ゲートボール、飲食店深夜営業、新幹線など	畜産系、農地、野焼き、薪ストーブなど
R3	1,016	45	ヘリコプター、警笛、イベントなど	畜産系、農地、野焼きなど

出所 環境政策課

(3) 水質保全・排水処理対策の推進

- 水質汚濁防止法に基づき、河川・海域の水質の常時監視等を行うとともに、水質汚濁事故に対して関係機関との連携による対応、市民及び事業所等への事故防止の呼びかけを行っています。また、同法に規定される特定施設を有する工場及び事業場に排水基準の遵守状況の監視等を行っています。
- 家庭や事業場から排出される汚水を処理し、公衆衛生の向上や河川の水質保全などを図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水を含めた汚水処理施設の適切な維持管理及び未接続の世帯への接続を促進しています。
- 公共下水道の計画区域外及び農業集落排水の事業区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備を推進しています。
- 全市域から搬入されるし尿、浄化槽汚泥について、汚泥リサイクルパークで良質な水質、万全な臭気対策の機能を維持し安定的に処理しています。
- 過去5年間に環境基準が設定されている河川・海域におけるBOD*又はCOD*において、環境基準に不適合となった地点はありませんでした。



下水道センターの処理施設



汚泥リサイクルパーク

【市内での水質調査の実施状況】

区分		地点数 (箇所)	延べ回数 (回)
水質	河川	23	173
	海域	6	36
	湖沼	7	9
	地下水	14	14
底質	河川	7	16

注：上記は県計画分を含む
出所 環境政策課

(4) 地下水の保全、土壌汚染の防止

- 地盤沈下の状況を把握するための地下水位と地層収縮量の測定・観測を行うとともに、地下水揚水量の届出に基づく把握を行っています。また、注意報や警報の発令時には、事務処理要項に基づき緊急時対策を行うとともに、地盤沈下対策の一層の推進のため、平成30年に上越地域地盤沈下防止対策推進協議会の地盤沈下防止対策推進計画の見直しを行うとともに、揚水設備設置者に対して揚水量節減のための啓発活動を行っています。
- 土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく土壌調査等による汚染の把握、水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透の規制、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の埋立方法の規制等により対策を行っています。
- 地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行うとともに、地下水流動の上流域において独自に監視を行うとともに、汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づいて関係事業場の監視・指導を行っています。
- 地盤沈下については、冬期間に地層収縮量が増大し、現在も進行中です。土壌汚染・地下水汚染については、新たに判明した汚染に対して、法に基づく区域指定等を行っています。



地盤沈下に係る緊急時対策の
注意報・警報発令対象区域

(5) 化学物質等による汚染の防止

- 大気中の化学物質については、市内2か所の県測定局において常時監視し、測定値は県・環境省のホームページで公表しています。
- 放射線の空間線量率について、上越地域消防事務組合管内の8つの敷地で毎日定時測定を行い、広報紙で市民に結果を周知しています。測定を開始した平成24年6月1日から令和4年3月31日まで、1時間当たり0.016~0.16 μSv (マイクロシーベルト) の通常範囲を超えた数値を測定した実績はありません。

【上越地域消防事務組合一覧】

1	上越南消防署	(北城町)
2	上越南消防署 高土分遣所	(高津)
3	上越消防署	(藤野新田)
4	上越消防署 名立分遣所	(名立区名立大町)
5	頸北消防署	(柿崎区柿崎)
6	東頸消防署	(安塚区松崎)
7	新井消防署	(妙高市諏訪町)
8	頸南消防署	(妙高市田切)

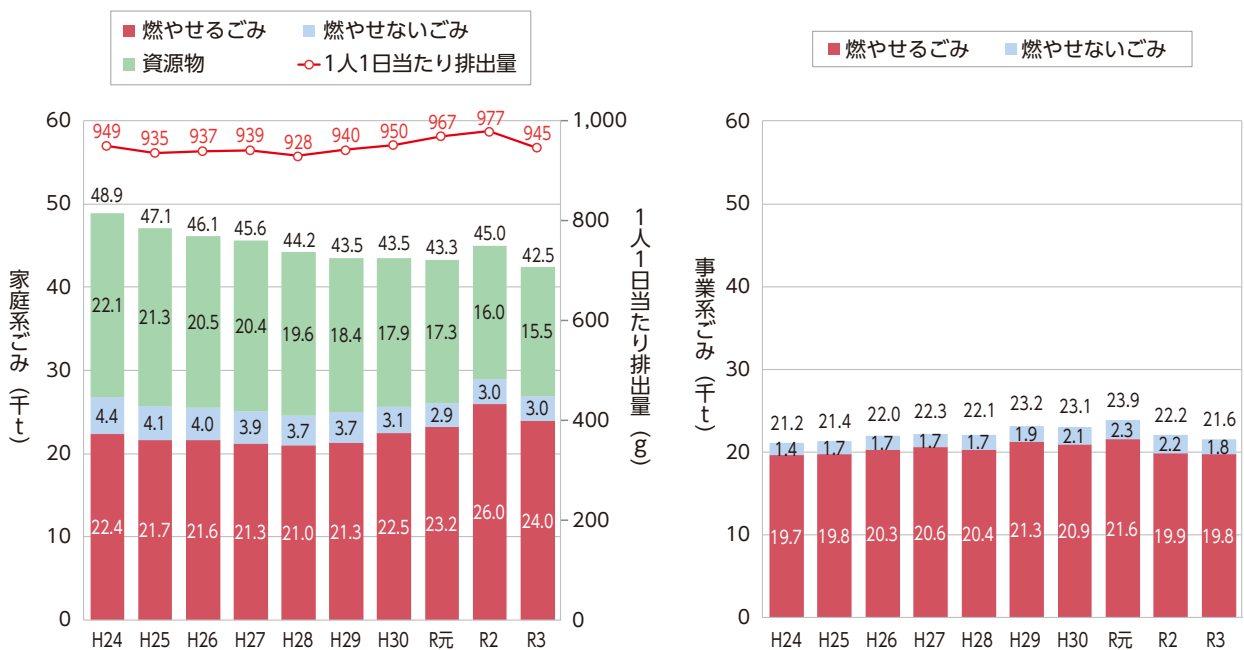
1-2 生活環境の維持・向上

(1) ごみの適正処理の推進

〈ごみの排出量の推移〉

- 一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月策定、令和元年度改定）に基づき、廃棄物処理を行っています。
- ごみの分別区分は14分類（うち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「生ごみ」の3品目は有料化の対象品目）で、燃やせるごみは平成29年10月から新たなクリーンセンターで焼却処理を行っています。
- 当市では、近年、ごみの排出量は横ばいで推移しており、特に、事業系一般廃棄物の排出量が減少していないため、食品ロス*や資源の消費、廃棄物の発生を抑制するほか、資源の循環利用を一層促進していく必要があります。

【ごみの排出量の推移（家庭系・事業系ごみ）】



注1: 「1人1日当たり排出量 (g)」は、家庭系ごみと事業系ごみの総量から算出 (人口は各年度3月末日を基準)
注2: 集団回収を除く

出所 生活環境課

- ごみの減量化と再資源化に向け、ごみの分別を徹底するため、広報紙や町内回覧等を活用して分別の徹底を呼びかけるとともに、希望する町内会等での出前講座を行っています。
- 毎年6月を環境月間、10月を3R^{*}推進月間として設定し、ごみの減量化と再資源化の周知を図っています。
- 平成30年度のプラスチック製品・ゴム製品等の分別区分の変更に当たっては、丁寧な市民説明会を実施しました。
- また、「家庭ごみの分け方出し方ガイド」の改訂・全戸配布、出前講座の開催、スマートフォン等で簡単に検索できる「ごみ分別辞典」の導入等、市民へのごみ処理ルールの浸透を図りました。
- 事業系ごみの分別については、市ホームページや事業系ごみ処理ガイドブックで周知・啓発を行っています。
- ごみの不法投棄防止や良好な生活環境の確保のため、「生活環境作業員」を配置し、不法投棄物の回収、ごみ集積所や資源物常時回収ステーションの巡回、排出物の整理を実施するとともに、市民・事業者・行政が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然防止に取り組んでいます。
- 障害や高齢などの理由によって、ごみの分別や搬出が困難な市民に対して、福祉部門、町内会等と連携し、ごみヘルパーを委嘱し支援しています。

【生活環境作業員の対応件数】

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
不法投棄 (件)	602	1,039	1,280	312	265
野焼き (件)	44	39	46	53	59

注：不法投棄については、令和2年度から集計方法を見直し、ペットボトル等のポイ捨ては集計対象外としています。

出所 生活環境課

【ごみヘルパー事業実績】

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
支援世帯 (世帯)	62	60	61	71	68
ヘルパー委嘱数 (人)	52	52	56	66	66

出所 生活環境課

〈廃棄物の適正処理に向けた施設等の整備〉

- 最終処分場の整備では、市内における公共関与の最終処分場の整備に向けて、県が設置した「上越地区における広域最終処分場候補地検討委員会」で、当市の意見を県に伝えるとともに、関係資料の確認作業を行ったほか、同委員会にオブザーバーとして参加しました。同委員会は5か所の候補地を選定し、県へ報告しました。これを受けた県は、地域住民等の意見を踏まえ、住民生活への影響を最小化する観点から比較評価し、柿崎区下中山地内及び竹鼻地内の2か所に絞り込みました。
- 最終処分場の維持管理では、当市が管理する最終処分場等について、適切な管理を行ったほか、廃止基準を満たした処分場を廃止しました。
- リサイクル推進施設の整備では、旧第2クリーンセンターを除却し、その跡地に整備する資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）について、当市の廃棄物処理体制の維持及びリサイクルの推進を図るため、令和5年度中の供用開始を目指して整備を進めています。

(2) リサイクルの推進

- 家庭ごみの14分別収集品目のうち資源物の12品目については、中間処理した上で全ての品目を再商品化・再資源化し、ごみの減量並びにリサイクルの推進を図っています。
- 小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話等の小型家電製品を積極的に収集することで、燃やせないごみの減量化とともにリサイクルを推進しています。また、無料の回収ボックスを市内25か所に設置しリサイクルを推進しています。
- ガラスびんを割らずに収集することにより、様々なガラス製品の原材料への活用を図っています。
- 町内会集積所、資源物常時回収ステーションやリサイクル推進店から資源物を収集し、適正処理を行っています。
- 町内会の資源物集積所に必要な看板や表示板等を作成・配布し、市民が資源物を出しやすい環境を整備しています。
- 広報紙や町内回覧等を活用した呼びかけ、出前講座の開催、ガイドブック等の活用により資源物の分別徹底を図っています。



家庭ごみの分け方・出し方ガイド（一部抜粋）

【小型家電の回収状況】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
総回収量 (t)	13	10	12	13	11

出所 生活環境課

市内25か所に無料の回収ボックスを設置し、家で不要になったパソコンや携帯電話など50品目の小型家電を回収しています。（ただし、回収ボックスの中に入るものに限りです。）



(3) 環境美化の推進

- ごみの散乱防止や環境の美化を図るため、年間を通じた全市クリーン活動の実施を推進し、町内会を始め企業、ボランティア団体など、多数の市民参加により、公園、海岸等に散乱したごみを回収しています。
- 生活環境作業員により海岸線や道路などの不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期回収を行っています。
- 市民・事業者・行政が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然防止や美しいまちづくりを推進しています。

【全市クリーン活動の活動実績】

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
参加団体数	1,768	1,859	1,793	1,699	1,744
参加人数 (人)	61,366	66,779	61,269	47,913	55,445
回収量 (kg)	82,886	104,866	92,587	82,188	99,948

出所 生活環境課



全市クリーン活動の様子

(4) 景観形成の推進

- 多くの人々が共感し、心地よいと感じる景観を市民の共有資産＝「景観資産」と位置づけ、これまでに、豊かな自然に分類される10件の景観資産を特定しています。
- 景観アドバイザーによるアドバイスや届出制度に基づく審査の実施により、建築物等の色彩・照明・サイン等について周辺環境と調和するよう誘導し景観形成の推進に向けた取組を行っています。

【景観資産一覧（豊かな自然）】

資産一覧	
高田城址公園の桜	田麦のぶな林
高田城址公園のハス	米山
諏訪神社の大ケヤキ	朝日池
柳葉ひまわり	松ヶ峯周辺の桜と妙高山
虫川の大杉	夕日の沈む日本海

出所 都市整備課

第2節 自然環境分野

2-1 自然環境との共生

(1) 生物多様性の保全

〈自然環境の保全〉

- 上越市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全推進委員会を開催し、市の自然環境保全地域をこれまでに7か所指定し、開発行為等の規制を行っています。また、自然環境保全地域における団体の活動を支援するとともに、同地域及び同候補地等において自然環境調査・監視員による現況調査等を実施しています。
- 絶滅のおそれのある野生生物をとりまとめ、その現状等を整理した上越市版レッドデータブックを活用し、自然環境を保全する上での基礎資料とするとともに、市民等に対する情報提供や環境教育を推進しています。

【自然環境保全地域一覧】



凡例：○…該当、△…要素を含む

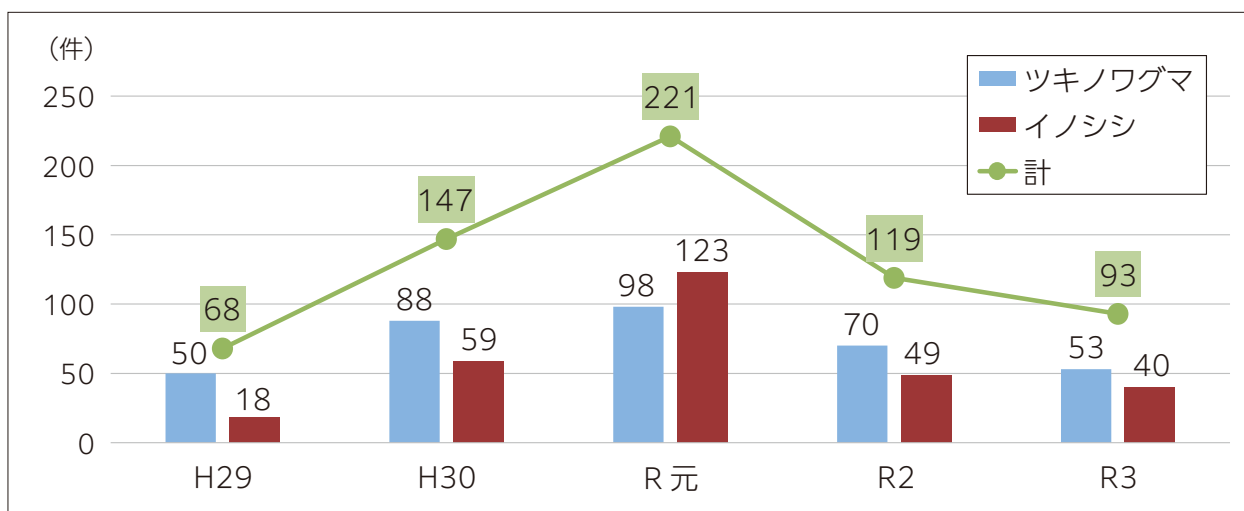
No.	保全地域名	地域	指定時期	面積 (ha)	自然の特徴					
					海	山林	里山	水源	川	池沼
1	柿崎海岸 自然環境保全地域	柿崎区	H22.3	8	○					
2	二貫寺の森 自然環境保全地域	諏訪区、保倉区	H23.3	28			○		△	
3	くわどり市民の森 自然環境保全地域	谷浜・桑取区	H26.3	22		○		○	△	
4	五智公園 自然環境保全地域	直江津区	H26.3	132			○			
5	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域	板倉区	H28.3	17		○		○		
6	よしだの谷内 自然環境保全地域	三和区	H30.3	6						○
7	頸北の池沼群 自然環境保全地域	柿崎区、大潟区、吉川区	R3.3	133						○

出所 環境政策課

〈野生生物との共生〉

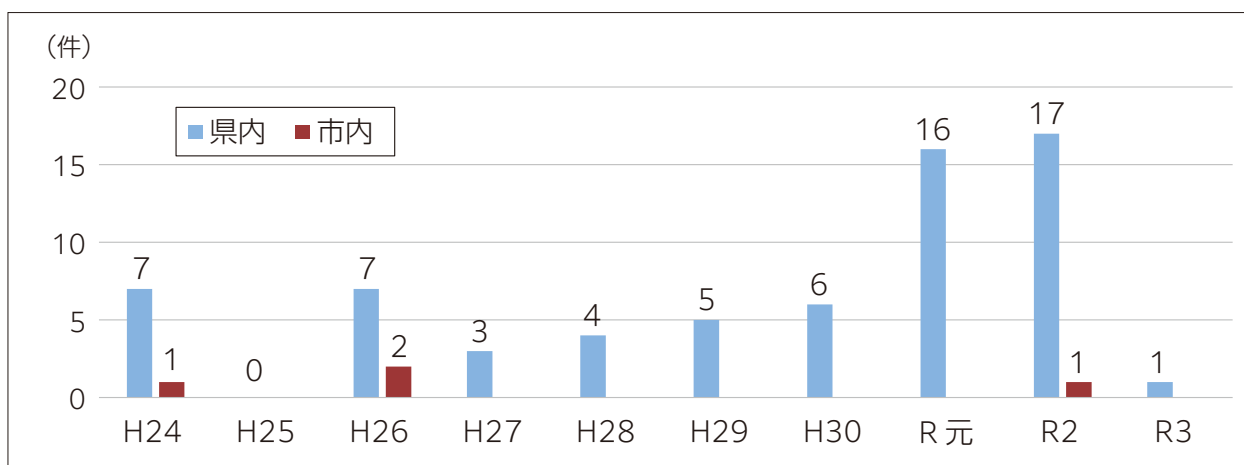
- ツキノワグマやイノシシ等の大型野生鳥獣から市民の安全・安心を確保するため、7地域で計画的な予察捕獲を実施したほか、大型野生鳥獣の出没対策として、緩衝帯の整備等を実施しています。また、人身被害を防止するための多発時期に先立って注意喚起を行うとともに、安全メール等を通じた速やかな情報提供を行っています。
- 住宅地周辺への出没など、人身被害が発生する恐れがある場合には、地元猟友会員から推薦された鳥獣被害対策実施隊員が必要に応じて捕獲を行うとともに、繰り返し出没があった地域では爆音機を設置し追い払いを実施しています。市民等の安全確保を図る体制を整備しています。
- イノシシを中心とした農地・農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携の下、「出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」の三つの対策を柱に取組を推進しています。
- 有害鳥獣捕獲の担い手を安定的に確保していくため、県の補助事業や上越市鳥獣被害防止対策協議会の独自事業により、狩猟免許等の取得を支援しています。
- 大型獣被害対策学習会を開催するなど、人身被害防止の意識啓発を行っています。
- 市民からの野生鳥獣に係る通報・相談があった際には、市の関係部署や関係機関と連携して助言や情報提供等を行っています。

【市内でのツキノワグマ及びイノシシの目撃件数】



出所 環境政策課

【県内及び市内でのツキノワグマによる被害件数】



出所 環境政策課

(2) 開発事業に対する環境配慮の誘導

- 環境影響評価法、新潟県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について、自ら適正に調査・予測及び評価を行う「環境影響評価」について、環境影響評価会議を設置し調査審議する実施体制を確保しています。
- 近年では、平成25年度に「上越市廃棄物処理施設（新クリーンセンター）整備及び運営事業」について調査審議を行いました。平成26年度以降は該当案件がありません。
- 上越市水道水源保護条例、大規模開発の適正化に関する条例等を運用し開発事業の規制等を行っています。「上越市大規模開発行為の適正化に関する条例」では、開発予定者が大規模開発行為に係る土地を取得又は開発するときに、事前に市と協議することを義務付け、同条例に規定された基準に基づき審査を行っています。
- 法令等に基づく各種開発事業について、市の関係部署から照会・協議があった際には、法令等を踏まえ環境配慮の側面から回答等を行っています。

2-2 自然環境の活用

(1) 緑地・公園の活用

- 市民の森では、自然体験・学習イベント等を開催し、自然環境に関する意識の高揚を図ったほか、散策道や管理棟の整備等を実施し、施設の維持管理を行っています。



くわどり市民の森での木工作体験



二貫寺の森での自然観察会

- 都市公園では、「高田城址公園基本計画」や「五智公園基本計画」等に基づき計画的な整備を進め、魅力的な都市空間の形成に努めています。また、地元町内会等とパーク・パートナーシップ協定を締結し、地域と連携した公園管理を行っています。
- 高田城址公園の桜が「桜の名所」であり続けるため、「高田城址公園桜長寿命化計画」に基づき、計画的な世代更新や土壌改良などの樹勢回復手当により生育の健全化を図っています。桜管理を専門として配置した桜守を中心に日常管理を行うとともに、市民及び市民団体と市の協働による「桜プロジェクト」(ジェイ) など、ボランティア団体と連携した保護管理活動を継続しています。



高田城址公園での桜のボランティア活動



(左：堆肥による土壌改良、右：防虫作業)

【都市公園の整備状況（令和3年度）】

種別	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	運動公園	広域公園	特殊公園 (歴史・風致)	合計
箇所数	2	2	5	128	3	1	2	143
面積 (ha)	74.5	8.5	6.3	27.8	32.2	48	11.9	209.2

注：各面積は小数第二位（ha）を四捨五入。合計数は各公園面積（㎡）の合計値。

出所 都市整備課

【パーク・パートナーシップ実施公園数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
実施公園数	118 (136)	118 (136)	118 (136)	118 (136)	118 (136)

注：カッコ内は都市公園以外を含めた実施数

出所 都市整備課

（2）環境保全型農業の推進

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して環境保全型農業直接支払交付金による支援を行っています。
- 環境保全型農業を関係機関・団体と連携しながら積極的に推し進めたことにより、県下で上位を占める取組面積となりました。

【環境保全型農業直接支払い交付金の交付者数及び取組面積の実績】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
交付者数（組織）	82	64	56	48	43
取組面積 (ha)	1,063	931	921	878	648

出所 農政課

第3節 地球環境分野

3-1 地球温暖化対策の推進

(1) 省エネルギーの推進

- 公共施設等における省エネ化を推進するため、環境省の補助事業を活用し、公共施設等の省エネ診断及び省エネ設備導入に向けた検討を行い、設備の更新時期を迎え、エネルギー使用量の削減効果が高いと見込まれる3施設（高田図書館、ユートピアくびき希望館、雁木通りプラザ）について、省エネ設備（LED照明設備、高効率の空調設備、インバーター制御設備等）を導入しました。
- 職員自らが省エネルギーに取り組むとともに、環境に対する意識醸成を図るため、令和2年度に日常業務の中で実践可能な省エネの取組等をまとめた「エコオフィスの手引き」を作成し、庁内において周知、意識啓発を行っています。
- 省エネの取組について、6月の環境月間に合わせて、広報紙やラジオで周知を行ったほか、環境イベントでのパネル展示や環境クイズ、体験型学習等を通じて、広く市民や事業者意識啓発を行っています。
- 温室効果ガスの削減を継続的に実行するため、上越市環境マネジメントシステム（JMS）により、自律的な改善を促す進捗管理や内部の環境管理委員会で取組の検証を行うとともに、環境政策審議会の意見を踏まえ取組や運用の見直しを行っています。
- 「グリーン購入*基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき、できる限り環境負荷の小さい製品やサービスを優先して購入する取組を推進したほか、「夏季の軽装運動」「冬季の省エネ運動」を実施し、省エネルギーの取組を推進しています。

【市役所の主なエネルギー消費量】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
電気 (kWh)	66,059,894	62,960,399	61,355,971	59,197,609	60,517,992
都市ガス (m ³)	2,866,424	2,871,024	2,871,889	3,003,170	3,146,496
灯油 (L)	2,215,928	2,143,293	1,786,773	1,504,479	1,395,094

出所 環境政策課

【市役所等での主な省エネの取組】

- ①エコオフィスの手引き
令和2年度に日常業務の中で実践可能な省エネの取組等をまとめた「エコオフィスの手引き」を作成し、庁内において周知、意識啓発を図っています。
- ②クールビズ・ウォームビズ
年間を通じて、夏季・冬季それぞれ省エネ運動を実施し、冷暖房の効率化に努めています。
- ③不要な照明の消灯
市民へのサービス提供に影響がない範囲で、不要な照明を消灯し、節電に努めています。
- ④近年の省エネルギー設備の導入事例（R元年度）

省エネに取り組んでいます

- クールビズ実施期間：5月10日～10月31日
 - ・職員は原則ノー上着、ノーネクタイで執務します。
 - ・会議等にご出席の際は、ノー上着、ノーネクタイでお越しください。
- 空調を使用する場合は28℃を目安に運転しています。
- 不要な照明は消灯しています。



施設	更新・導入設備	CO ₂ 排出削減効果 (R3年度)
高田図書館	照明LED化、パッケージエアコン・マルチエアコン更新、空調設備ポンプにインバーター制御導入	46.7t-CO ₂
ユートピアくびき希望館	照明LED化、空調設備ポンプにインバーター制御導入、EMS導入	66.8t-CO ₂
雁木通りプラザ	照明LED化、ガスヒートポンプエアコン更新	10.9t-CO ₂

出所 環境政策課

(2) 再生可能エネルギーの導入

- 平成25年度に策定した再生可能エネルギー*導入計画では、平成26年度から令和2年度の7年間を計画期間として、地域特性や利用可能量、導入実績等を踏まえ、当市に適した再生可能エネルギーを選定し、6項目（太陽光発電、小水力発電、バイオマス*利用、雪氷冷熱利用、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車）の再生可能エネルギーについて重点的に取り組んできました。
- メガソーラー（発電規模が1,000kW以上の設備）事業については、たにはま公園と柿崎区の市有地2か所のほか、民有地5か所において、エネルギー供給事業者が発電事業を運営しており、発電出力の合計は計画目標である12MW（メガワット）を上回る13MWとなりました。
- 市民モニターによる太陽光発電設置事業では、市の設置費補助により、住宅への太陽光発電システムの設置が進み、計画目標である3,300MWh（メガワットアワー）の年間発電量を達成しました。
- 雪氷冷熱の活用については、積雪が多いという地域特性をいかし、安塚区を始め、市内13施設に雪室（民間含む）が導入されており、米を始めとした農産物や日本酒などの高付加価値化・ブランド化による市内事業者や農業者等の所得向上と地域の活性化を図っています。
- 温度差エネルギーに関する取組について、上越妙高駅西口駅前広場の歩道に、地中熱ヒートパイプ方式の融雪設備を平成26年9月に設置したほか、実証実験として平成28年度に上越保健センターの駐車場で下水熱による融雪設備を設置しました。
- その他、新クリーンセンターでは、市内で発生した燃やせるごみの焼却熱を利用した発電を行うとともに、下水道センターでは下水道汚泥の消化ガスを利用した発電により場内で使用する電力の一部を賄っています。また、汚泥リサイクルパークではし尿や浄化槽汚泥のメタン発酵によるバイオガスで施設の熱供給を賄うなど、それぞれの施設において、再生可能エネルギーの有効利用に取り組んでいます。
- 森林所有者から作業を受託する林業経営者（森林組合等）の森林整備に関する事業費を補助し、間伐等に係る経費の負担を軽減し、森林整備の促進を図っています。

【市内における再生可能エネルギー設備の導入容量】

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
導入容量 (kW)	28,266	28,992	29,624	33,356	31,247

注：FIT*（固定価格買取制度）による事業認定分

出所 資源エネルギー庁

【市内公共施設等における再生可能エネルギーの発電実績】

(単位：MWh)

区 分	導入施設	年 度				
		H29	H30	R元	R2	R3
太陽光発電	雁木通りプラザ等	101	81	69	60	59
小水力発電	正善寺浄水場	139	113	193	266	370
消化ガス発電	下水道センター	1,440	1,491	1,501	1,455	1,466
ごみ焼却発電	クリーンセンター	11,954	32,068	31,911	33,603	33,284
風力発電	うみてらす名立等	1,158	928	503	216	—
計	—	14,792	34,681	34,176	35,599	35,179

注：端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

出所 環境政策課

【市内公共施設等における再生可能エネルギーの利用事例】

区分	箇所数	設置施設等
太陽光発電	14か所	下記13施設（ほか木田庁舎には屋外照明の設置あり）
小水力発電	1か所	正善寺浄水場（ほか柿崎川浄水場は民間のマイクロ水力発電あり）
消化ガス発電	1か所	下水道センター
ごみ焼却発電	1か所	クリーンセンター
バイオガス利用	1か所	汚泥リサイクルパーク
下水熱利用（融雪）	1か所	保健センター（実験的設置）
地中熱利用（融雪）	3か所	小林古径記念美術館、上越妙高駅前広場（西口）、ガス水道局
雪冷熱利用（冷房）	3か所	安塚小学校、安塚中学校、キューピットバレイセンターハウス
雪冷熱利用（冷蔵）	2か所	ユキノハコ、和田雪室（民間での利用）

注：風力発電施設は令和2年度末で発電停止

出所 環境政策課（R3年度末時点）

【太陽光発電を設置している市内の公共施設】



写真 大町小学校（左上） 雪だるま物産館（左下）
上越市役所木田庁舎（右） 注：屋外照明のみ

施設名	発電出力 (kW)
雁木通りプラザ	19.5
富岡小学校	20.0
市民プラザ	10.0
南三世交流プラザ	5.0
港町特定公共賃貸住宅	10.0
市営子安住宅1号棟	5.0
市営子安住宅2号棟	5.0
安塚中学校	30.0
豊原小学校（板倉区）	20.0
大町小学校	20.0
やちほ保育園	4.0
雪だるま物産館（安塚区）	10.0
はまっこ保育園（大湊区）	5.9
春日小学校	20.0
計（13施設 [14か所]）	184.4

出所 環境政策課（R3年度末時点）

【雪中貯蔵施設「ユキノハコ」】



【市内の雪冷熱エネルギーを利用する施設】

区分	施設名	貯雪量 (t)
冷房	キューピットバレイセンターハウスレストラン（安塚区） ※ふれあい昆虫館は休館中	1,539
	安塚中学校	660
	安塚小学校	150
	個人の雪室（板倉区）	20
冷蔵	JAえちご上越「利雪型米穀貯蔵施設」（安塚区）	548
	民間事業者の雪室（柿崎区）	500
	岩の原葡萄園（合併前上越市）	330
	和田雪室（安塚区）	330
	JAえちご上越「柿崎雪室」	160
	個人の雪室（吉川区）	150
	樽田雪中貯蔵施設「ユキノハコ」（安塚区）	90
	簡易型雪室実験施設「信濃坂の雪室」（安塚区）	70
JAえちご上越「あるるんの杜雪室」	20	
計（13施設）		4,567

出所 上越市調べ（R3年度末時点）

(3) 拠点形成と交通ネットワークの構築

- 第6次総合計画の土地利用構想に基づき、めりはりのある土地利用を推進するとともに、暮らしを支える都市機能が集積したまとまりのある拠点の形成を図っています。また、人や物の移動を支える交通ネットワークを「広域ネットワーク・拠点間ネットワーク・地区内ネットワーク」に区分し、拠点と市外・拠点と拠点・拠点と地区内の集落のそれぞれの間を支える最適な交通ネットワークの構築を進めています。
- 平成29年3月に「都市計画マスタープラン」で掲げた将来都市構造の実現に向けて「立地適正化計画」を策定し、公共交通に関する計画とも連携しながら、都市機能の充実と居住エリアの緩やかな集束を推進しています。
- 令和2年3月に策定した第2次総合公共交通計画に基づき、市民の日常生活にあわせたダイヤの設定及び停留所の新設等、路線バスの利便性向上に取り組むとともに、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、重複路線の解消や運行形態の転換など、運行の効率化を図っています。
- 路線バスが廃止となる地域や路線がない地域等において、住民が主体となった互助による輸送等の取組に対して補助金を交付し、住民の移動手段の確保を図っています。
- スマートフォンなどで路線バスの運行状況がリアルタイムで確認できる「バスロケーションシステム」の導入などによる利便性の向上や、公共交通の割引情報をまとめたリーフレットの配布、「夏休み『バス乗車体験』キャンペーン」の実施などの利用促進を図っています。
- えちごトキめき鉄道（株）及び北越急行（株）が行う設備の修繕事業等に対する補助金を交付するなど支援を行い、運行ダイヤや乗り継ぎにおける利便性を維持するとともに、両社の経営安定化と鉄道の安全安定輸送を確保しています。

【路線バス・乗合タクシー・市営バスの利用者数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数（人）	1,574,065	1,577,608	1,551,765	1,257,890	1,290,539

出所 交通政策課（各運行事業者提供資料に基づき作成）

(4) 地産地消の推進

- 地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図っています。
- 学校給食における地場産野菜の利用促進のため、生産者、納入業者、JAえちご上越等と連携し、消費拡大に努めています。

【地域食材を積極的に取り扱う小売店・飲食店等（地産地消推進の店）の認証店数（累計）】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
店舗数（軒）	156	162	167	170	173

出所 農政課

第4節 環境学習分野

4-1 環境啓発の推進

(1) 環境学習の推進と事業者支援

- 市では、地域や学校に出向き、楽しみながら学べる環境出前講座を実施することにより、市民の環境問題への関心を引き出し、地域における環境保全・改善活動の推進を図っています。
- また、環境イベントや市内集客施設で啓発パネルの展示や体験活動などを行い、市民が環境について身近に感じてもらえるよう意識啓発を図っています。
- 小中学校において、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動で、具体的な環境活動を行ったほか、自然環境の調査・見学や専門家による講習など関係団体との連携を通して環境問題についての理解を深め、成果の対外的な発信や地域ぐるみの活動へ展開した事例も生まれています。また、道徳科において、自然愛護について深く考え議論するなど、体験活動において、自ら考え、自ら行動できる力を高める環境教育を計画的・継続的に進めています。



地域住民と連携した地球環境学校での環境学習の様子

- 市内各地域の地域青少年育成会議の活動では、「花いっぱい運動」等の環境整備活動、クリーン活動に取り組み、地域の環境保全に関わっています。



大潟の子どもを育てる会
クリーン作戦の様子



雄志中学校区青少年育成会議
地域の花いっぱい活動の様子

○地球環境学校における主に学校単位での体験学習プログラムの提供、上越科学館での民間事業者からの協力を得た環境・エネルギーをテーマとした展示、上越清里星のふるさと館における天体観測や展示・講座の開設等、環境保全に関する意識向上や学習機会の提供を行っています。

【地球環境学校利用人数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数(人)	5,258	5,744	5,580	5,476	6,461

出所 環境政策課



地球環境学校 生き物観察・水質調査



上越科学館 Eゾーン エネコムステーション

(2) 市民、事業者との協働による取組の推進

- 市では、第3次環境基本計画に基づき、上越市環境マネジメントシステム（市独自の環境マネジメントシステム）を活用するなかで、市が行う事務事業及び施設を対象としたPDCAサイクルによる継続的な環境改善活動を実施しています。
- 環境問題は、地球温暖化や海洋プラスチック^{*}、SDGs等の一層グローバルな対応が必要になっており、新たな環境課題に対応していくため、令和2年度からは、環境団体と連携した学習会を実施するなど、市民に対する啓発、情報発信を強化しています。
- 環境団体等との情報交換会を開催し、各団体の課題や今後の取組について、情報共有することで、市と環境団体等、団体同士のネットワークづくりや連携強化を図っています。
- 市ホームページや広報紙を中心に環境情報や環境団体等の活動の周知を行うとともに、SNSなども活用し、環境団体等が企画するイベント情報を掲載することで環境に対する市民の意識向上、環境イベントや環境学習会への参加を促進しています。



上越市と長野市の環境交流事業の様子



柿崎海岸での海岸清掃と植物観察会の様子

○上越市3R*オフィスクラブ認定制度により、事業活動の中での3Rの実践を促進するとともに、上越市生活環境協議会連合会において、市民の自主的な取組によりごみの減量と資源リサイクル推進活動を実施するほか、地域における環境美化を実施するためのクリーン活動や不法投棄防止活動、生活環境研修会の開催などの事業を通じて環境美化やごみの減量に対する意識向上を図っています。

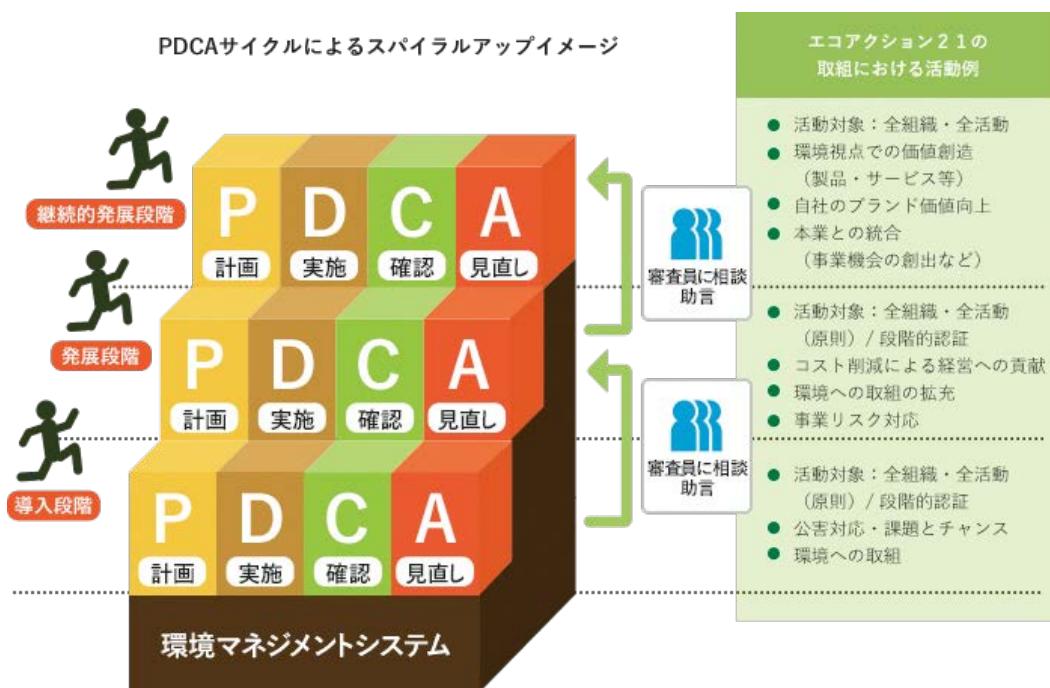
○環境省が策定した中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の認証取得支援プログラムにより、認証取得を目指す事業者に対する普及を推進し、事業者等への環境経営の普及を図っています。

【エコアクション21の概要と市内事業者の実績】

エコアクション21の普及を推進することにより、地域全体の二酸化炭素などの排出及びエネルギーコストなどの削減を実現し、環境負荷の低減を図るとともに、経費等の問題でISO14001の認証取得が困難な事業者等への環境経営の普及を図ることができます。

年度	H29	H30	R元	R2	R3
認証取得数（事業者）	16	15	16	15	15

出所 環境政策課



- ① 環境への取り組みを総合的に進めることができます
 - ② 経営面での効果が期待できます
 - ③ 顧客との取引条件に対応することができます
 - ④ 低利融資制度を受けることができます
 - ⑤ 社員が誇れる企業となり、社会からの信頼を獲得することができます
- *取り組み効果は①～⑤以外にもさまざまです！

エコアクション21の取組における活動例等

出所 エコアクション21中央事務局